## 特定事業所集中減算に係る届出について

全ての居宅介護支援事業所は、年2回(前期・後期)、判定期間に居宅介護計画に位置付けた 対象サービス(訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護)の紹介率最高法人 の名称等について記載した書類を作成し、対象サービスのいずれかについて紹介率最高法人の 割合が80%を超えた場合、市長に届け出ることとされています。(※「指定居宅介護支援に要 する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)」別表イの注7による)

つきましては、該当する事業所は、以下に記載する書類を提出してください。なお、届出により、正当な理由の有無を審査し、その結果を後日通知します。

記

1 作成方法

「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて」(別紙1)に記載の通り

- 2 提出書類
  - (1) ・「居宅介護支援における特定事業所集中減算」(提出用兼保存用)様式1
    - ・「様式2」については正当な理由(5)または(6)に該当する場合のみ提出及び保存\*必要事項がすべて記載されていれば、事業所独自様式を利用することも可能。
  - (2) 特定事業所集中減算チェック表【福岡市】
  - (3) 「正当な理由」がある場合は、確認資料を添付すること
- 3 判定期間 前期(3月~8月サービス提供分)、後期(9月~2月サービス提供分)
- 4 留意事項
  - (1) 前回の本減算対象事業所で、今回は減算対象とならない場合は、本減算の取り下げ にかかる加算届出及び根拠資料を提出すること。
  - (2) 新規指定や休止・廃止のため、サービス提供期間が判定期間の6か月を満たさない 事業所は提出不要。
- 5 提出期限 前期:毎年9月15日、後期:毎年3月15日 ※15日が休日の場合は前開庁日
- 6 提出先

〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街8-1 博多郵便局留 麻生教育サービス株式会社 特定事業所集中減算係 宛

- ※封筒の表に赤字で「特定事業所集中減算に係る届出 在中」と記載してください。
- 7 様式掲載場所

福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/

福岡市ホームページ>健康・医療・福祉>高齢・介護>事業者の方へ>各種手続き・運営指導に関すること>指定・運営に関する各種手続き>居宅介護支援事業所に係る各種届出>1. 特定事業所集中減算

【本通知に係る問い合わせ先】

福岡市福祉局 高齢社会部 事業者指導課 在宅指導係 電話: 092-711-4257